

支笏洞爺国立公園

管理計画書

平成8年3月

環境庁自然保護局

西北北海道地区国立公園・野生生物事務所



支笏洞爺国立公園

この地図は建設省国土地理院版の元版を用て、同院発行の20万分の1 地図を縮小複数枚接合したものである。(原版第2号)

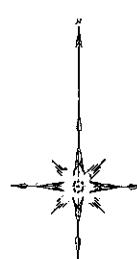
支笏湖・定山渓管理計画区

支笏湖・定山渓・羊蹄山管理計画区

洞爺湖管理計画区

洞爺湖管理官事務所

（原版第2号）



0 5 10 15 20km



目 次

第1 管理計画区設定方針	1
第2 支笏湖・定山渓管理計画区	1
1 地域の概要	1
(1) 景観特性	1
(2) 主要地区の公園利用の現況	2
(3) 社会環境の現況	2
(4) 公園管理の現況	3
2 管理の基本的方針	3
(1) 保護に関する方針	3
(2) 利用に関する方針	3
3 風致景観の管理に関する事項	4
(1) 許可、届出等取扱方針	4
(2) 公園事業取扱方針	5
4 地域の開発、整備に関する事項	10
(1) 自然公園施設	10
(2) 一般公共施設	11
5 土地及び事業施設の管理に関する事項	11
(1) 国有財産の管理	11
(2) 自然公園美化管理財団事業等	12
6 利用者の指導等に関する事項	12
(1) 自然解説に関する事項	12
(2) 利用者の規制	12
(3) 利用者の安全対策	13
7 地域の美化修景に関する事項	13
(1) 美化清掃計画	13
(2) 修景緑化計画	13
第3 羊蹄山管理計画区	14
1 地域の概要	14
2 管理の基本的方針	14
(1) 保護に関する方針	14
(2) 利用に関する方針	14
3 風致景観の管理に関する事項	14
(1) 許可、届出等取扱方針	14
(2) 公園事業取扱方針	15
4 地域の開発、整備に関する事項	17
5 利用者の指導等に関する事項	17
(1) 自然解説に関する事項	17
(2) 利用者の規制	17
(3) 利用者の安全対策	18
6 地域の美化修景に関する事項	18
(1) 美化清掃計画	18
(2) 修景緑化計画	18
第4 洞爺湖管理計画区	19
1 地域の概要	19
2 管理の基本的方針	19

(1) 保護に関する方針	1 9
(2) 利用に関する方針	1 9
3 風致景観の管理に関する事項	2 0
(1) 許可、届出等取扱方針	2 0
(2) 公園事業取扱方針	2 1
4 地域の開発、整備に関する事項	2 5
(1) 自然公園施設	2 5
(2) 一般公共施設	2 5
5 土地及び事業施設の管理に関する事項	2 6
自然公園美化管理財団事業	2 6
6 利用者の指導等に関する事項	2 6
(1) 自然解説に関する事項	2 6
(2) 利用者の規制	2 6
(3) 利用者の安全対策	2 6
7 地域の美化修景に関する事項	2 6
(1) 美化清掃計画	2 6
(2) 修景緑化計画	2 6
 第5 登別管理計画区	2 8
1 地域の概要	2 8
2 管理の基本的方針	2 8
(1) 保護に関する方針	2 8
(2) 利用に関する方針	2 8
3 風致景観の管理に関する事項	2 9
(1) 許可、届出等取扱方針	2 9
(2) 公園事業取扱方針	3 0
4 地域の開発、整備に関する事項	3 3
5 土地及び事業施設の管理に関する事項	3 4
自然公園美化管理財団事業	3 4
6 利用者の指導等に関する事項	3 4
(1) 自然解説に関する事項	3 4
(2) 利用者の規制	3 4
(3) 利用者の安全対策	3 4
7 地域の美化修景に関する事項	3 4
(1) 美化清掃計画	3 4
(2) 修景緑化計画	3 4

追補

1 参考資料

(1) 「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」の要点	3 5
(2) 支笏洞爺国立公園モラップ山スキー場事業執行取扱要領	3 7
(3) 支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領	4 0
(4) 支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領	4 3

2 参考事項

(1) 管理計画検討会名簿	4 6
(2) 作成経緯	4 7

第1 管理計画区設定方針

支笏洞爺国立公園は、昭和24年5月に指定され、支笏湖、洞爺湖の二大カルデラ湖を中心として、樽前山、羊蹄山、有珠山等数々の特徴ある火山や多種多様な温泉、地獄現象等の火山現象を見ることができ、生きた火山の博物館ともいわれる公園である。

この国立公園を、位置及び利用実態等の観点から支笏湖及び定山渓を中心とする支笏湖・定山渓管理計画区、羊蹄山周辺の羊蹄山管理計画区、洞爺湖周辺の洞爺湖管理計画区及び登別周辺の登別管理計画区の4つの管理計画区に区分する。

第2 支笏湖・定山渓管理計画区

1 地域の概要

本管理計画区は、本公園の北東部を占め、支笏湖を中心にその周辺の樽前山、恵庭岳から北へ連なる空沼岳、札幌岳、無意根山にかけての山岳帯及びその山麓部からなる地域である。

(1) 景観特性

地形的には新第3紀末から第4紀にかけて造られた溶岩台地の無意根山、空沼岳、札幌岳等の山岳地並びに第4紀洪積世後期以降に造られた支笏カルデラ及び樽前山、恵庭岳等の火山により構成され、比較的古い火山から未だ活動を続いている火山まで様々な火山地形がみられるところに特色がある。無意根山（標高1,461メートル）は、札幌近郊の山としては余市岳（標高1,488メートル）に次ぐ高山で、定山渓から中山峠へ至る国道沿線からそのどっしりした山容を望むことができ、山岳景観上優れている。

定山渓近くの神威岳は山頂部が岩場で特異な景観を呈しており、空沼岳及び札幌岳は札幌市街から南縁のスカイラインを形成し、山頂からの眺望に優れている。

支笏湖は田沢湖（秋田県）に次いで我が国第2位の水深（360メートル）を有するカルデラ湖で、寒冷な気候に加えて人家等からの汚水の流入、河川からの土砂の流入等が少ないため、我が国有数の透明度を誇っている。支笏火山は約3万2千年前に始まり、その火山活動によりカルデラが形成され、その後カルデラの中心部を通る北西の弱線に沿って樽前山、風不死岳、恵庭岳が形成され、現在の支笏湖ができ上がった。風不死岳はすでに火山活動を終えているが、恵庭岳は山頂下東側の爆裂火口に小規模な噴気が認められ、樽前山は現在も活発な活動が続いている。これらの火山活動による山々とカルデラ湖は一体となり優れた地形及び湖水景観を形成し、本公園の景観構成の核を成している。

樽前山の山頂部には直径約1.2キロメートルの小型のカルデラがあり、明治4.2年（1909年）、このカルデラ内にドーム型の溶岩円頂丘が生成した。このドームは特異な景観を呈し、道の天然記念物に指定されている。恵庭岳の西山麓にあるオコタンペ湖は、恵庭火山の噴出物が沢をせき止めて形成された湖で周囲の漁岳、小漁岳等の山岳とともに原始的な景観を維持している。

本地域を代表する植生は、針葉樹と広葉樹の混交する森林植生で、広大な原始的森林景観を形成している。森林を概観すると、低山地帯はシナノキ、イタヤカエデ、ハリギリ、ミズナラ等の広葉樹にトドマツやエゾマツが点在する自然林、あるいはトドマツやアカエゾマツの人工林である。標高300メートルより上の中腹部は広葉樹とエゾマツやトドマツとの混交林あるいはアカエゾマツ林が見られるが、トドマツの人工林となっているところも多い。標高800メートル～900メートル以上はダケカンバを主とした広葉樹林となり、稜線部の風衝地はミヤマハンノキ、ミネヤナギ、ハイマツ等の低木林となり、無意根山や空沼岳などの山頂部にはコケモモ、キバナシャクナゲ等の高山植物がみられる。

樽前山は新しい火山のため標高700メートル付近より上部はイソツツジ、ミヤマハ

ンノキ、イワブクロ、コメバツガザクラ等高山性の植物群落が生育し、特異な景観を呈している。

湿原植物の生育地は比較的少なく、オコタンペ湖、空沼岳中腹の真簾沼及び無意根山中腹の大蛇ガ原などで見られるが、小面積である。

動物は、森林性の環境に適応する種類が多く見られる。哺乳類ではヒグマ、キタキツネ、ユキウサギ、エゾリス、シマリス等が生息し、鳥類では天然記念物のクマゲラをはじめヤマセミ、コノハズク、アオバト等希少種も見られ、ヒガラ、シジュウカラ、アカゲラ、ウグイス、エゾライチョウ等の森林性鳥類も比較的多く生息している。また、支笏湖では水鳥類のカルガモ、キンクロハジロ等を見ることができるが、数、種類とも少ない。これは藻場や小魚などの餌が少ないためと思われる。

魚類では阿寒湖から明治27年に移入されたヒメマス（ベニザケの陸封型）が有名であるが、近年生息数が減少している。餌となるプランクトンが減少していることが原因の一つとしてあげられている。

(2) 主要地区の公園利用の現況

(支笏湖)

支笏湖には支笏湖集団施設地区（支笏湖温泉及びモラップ）をはじめ、ポロピナイ、丸駒温泉、オコタン、美笛の各地区に宿舎、野営場、園地、舟遊場等の公園施設が整備され、年間約258万人の入り込み者がある。（平成6年度千歳市調べ）

札幌市など近郊都市からの日帰り利用者の比率が高いこと、また、札幌、千歳、苫小牧方面からは自転車道が整備されているため、自転車での来訪者が多いのも本地区の特徴で、最盛期には過剰利用の状況を呈することがある。支笏湖温泉地区に集中する傾向があるが、苔の洞門、丸駒温泉地区なども利用者が増大している。「チップ釣り」として、かつて問題となった無秩序釣魚利用は、ヒメマスの資源減少に伴ってなくなり、近年は各種プレジャーボートによる利用の増大が顕著で、ポロピナイ地区はこれらの利用拠点となっている。

野営場は、モラップ、美笛、オコタン及びポロピナイの4ヶ所にあり、平成6年度で約7万5千人の利用実績があるが、施設が老朽化している。

(樽前山)

樽前山は七合目まで車道が整備され、徒歩1時間ほどで容易に外輪山山頂に登ることができ、しかも溶岩円頂丘の観察や支笏湖周辺、勇払平野などの展望に優れているため登山者が多く、本地域の山では最も多い年間約4万4千人（平成7年）の登山者がある。

夏期には七合目駐車場で交通混雑を來し、路傍駐車が1キロメートル以上に及ぶこともある。

(定山渓、豊平峡)

定山渓温泉は豊平川の渓流沿いに位置する北海道有数の温泉地で、年間入込者約232万人のうち、宿泊人員は約143万人（平成6年度）にも達している。

豊平峡一帯は渓谷美に優れ自然探勝歩道が整備されている。ダムサイトには展望地、休憩所があり、夏期から秋期にかけて利用者が多い。定山渓温泉の北側には、定山渓ダムがあり、ダムサイトにはピクニック広場、資料館等が整備され利用者も多い。

(無意根山、空沼岳、札幌岳)

豊平川上流域は、無意根山、空沼岳、札幌岳などの山々に囲まれており、これらの山には高山植物が生育し展望にも優れているため、札幌市方面からの格好の日帰り登山コースとなっている。

(3) 社会環境の現況

地域内で常住人口の多いところは、札幌市南区定山渓温泉地区（約2,200人 平成6年度）、千歳市支笏湖温泉地区（約200人）などである。又、本地域の産業は、林業と観光業が中心となっており、特に樽前山山麓及び豊平川流域には良好な森林が広がっている。他の産業では、新王子製紙（株）による支笏湖の水を利用した発電（千歳

第一発電所の最大出力 25,400 キロワット)などがあげられる。なお、支笏湖の西側(美笛側)には昭和 12 年から金などの採掘が行われた千歳鉱山があり、最盛期には従業員が 400 人を越えたが、昭和 61 年に閉山し、現在は排水処理施設があるのみである。その他、樽前山山頂及び豊平峡ダム一帯は鉱区禁止地域に指定されている。

(4) 公園管理の現況

本地域の土地の所有形態は、定山渓地区に存在する民有地を除いて国・公有地で、その大半が林野庁所管の国有林に占められている。また、国有林内はほぼ全域が水源かん養保安林に指定され、山岳地帯等は保健保安林に重複指定されているため、土地集約な高層の温泉ホテルが密集している定山渓地域を除き、関係行政機関及び地元住民の協力により、地域制公園にもかかわらず、指定以来、營造物公園的管理ができたことで、格段に風致景観の維持が図られている。

特に支笏湖一帯では、風致景観の維持を図るため、公園指定以来、関係機関の協力のもとに高さ、デザイン、材料、色などに配慮した施設作りが進められてきており、国立公園の一つのモデル地域となっている。

2 管理の基本の方針

(1) 保護に関する方針

ア 本地域の自然を構成する火山地形、これらを覆っている広大な自然林及びそこに生息する野生生物などが一体となって優れた自然景観を形成しており、これらの環境が持続的に保全されるよう風致景観の保護を図る。

また、特異な火山地形を呈する樽前山、恵庭岳及び貴重な高山植物が生育する無意根山、空沼岳等の山々並びに希少な動物の生息地等については、厳正な保護を図る。

イ 本公園の象徴的存在である支笏湖の水質保全と湖水域及び湖辺の風致保護を図り、原始的な湖のイメージの維持に努める。

(2) 利用に関する方針

ア 利用施設の整備及び管理方針

主要な公園道路沿線は、森林の保全や緑化修景による緑の回廊的道路の創出のほか、道路付帯の工作物等の意匠に配慮した風致保護を図るとともに、展望地等においては、展望方向の通景線の確保にも留意する。また、公園入口部は、エントランスゾーンとしての空間づくりを図る。

イ 集団施設地区をはじめ主要な公園利用拠点及びこれらを連絡する道路等の適正な整備を推進する。特に本地域は、都市地域に近く自然探勝等の野外レクリエーションに適した森林、湖等の資源を有していることから、キャンプ、親水、自然観察、登山等自然とのふれあいの場の整備に努める。

ウ 環境庁所管地（支笏湖集団施設地区内）は、營造物的公園地区として、これにふさわしい風致の保護及び利用施設の整備、維持管理を図るとともに、特に公共施設等の国有財産については、地元団体の協力を得て適正な管理を図る。

エ 市街化の進んだ定山渓地区については、快適な温泉街としての環境整備を図る。

オ ビジターセンターについて、展示物等の内容充実、利用者に対する適切な情報の提供、自然に親しむ各種行事の企画等を推進し、その有効利用を図る。

カ 適正で快適な公園利用を図るため、湖岸や園地への自動車の乗り入れ規制、湖岸での自家用ボートの係留規制、水上オートバイの適正な湖面利用誘導及び高山植物地帯への歩行者の進入規制等利用者に対する誘導規制措置を関係機関の協力のもとに講ずる。

キ 地域の環境を清潔に保持するため、公園利用者、施設管理者、地元清掃団体等の協力により、美化清掃の徹底を図る。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域に係る取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号、環自国第538号)、「国立公園内(普通地を除く。)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日環自企第570号)及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」(昭和56年3月16日環自保第3号)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋根 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。 ② 屋根及び外壁の色彩 赤褐色又はこげ茶色系、外壁の色彩は白色、灰色系、クリーム色系などの中間色、又は自然材料を生かしたものとし、落ち着いた外観とする。 ただし、増築及び改築の場合には、既存部分との調和にも配慮する。 ③ 敷地内の空地は、可能な限り現地産樹木等により修景緑化する。 ④ 複数以上の建物のある敷地では、全体の調和を図るために、デザインや色彩を統一する。
(2) 道路	全域	<ul style="list-style-type: none"> ① ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から展望されないよう配慮する。 ② 法面は張芝等により緑化するとともに、廃道敷地等については当該地に生育する樹木と同種の樹木等により修景緑化する。
(3) 電柱	全域	<ul style="list-style-type: none"> ① 電線路は、主要道路のうち風致の保護上重要な区間(支笏カルデラ内の支笏湖岸付近、札幌中山峠線の中山峠付近等)及び公園利用上重要な園地、舟遊場、野営場等の施設区においては極力地下埋設とする。 ② 電柱の色彩は、灰白色またはこげ茶色とする。
(4) 河川、砂防施設等	全域	主要道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、原則として自然石(化粧貼りを含む)又は自然石に模したブロック等を使用する。
2 木竹の伐採	全域	<ul style="list-style-type: none"> ① 木竹の伐採に当たっては、地域の施業方針に則り、今後とも豊かな森林景観が保全されるよう配慮する。 ② 主要な利用拠点及び道路沿線においては、自然林の保全や人工林の複層林化等による風致に配慮した森林施業を実施する。

3 鉱物の採取 及び土石の採取	全域	業として行う大規模な鉱物の掘採及び土石の採取は認めない。
4 広告物	全域	① 独立看板は、可能な限り木材又は石材を主体にする。 ② 屋根への設置や表示は認めず、壁面表示についても極力最小限となるよう指導する。 ③ 指導標等の色彩は、こげ茶色の地に白文字を基調とする。
5 湖沼の水位、 水量に増減を及ぼさせる行為	支笏湖	支笏湖の水は、明治43年に王子製紙（株）の千歳第1発電所が完成して以来、滝の上の取水堰により、発電、灌漑、養魚等の用水として利用されている。これらの行為については、湖水域の景観保持のため、関係機関と緊密な連携を図る。

イ 普通地域に係る取扱方針（定山渓地区）

行為の種類	地区	取 扱 方 針												
工作物 建築物	定山渓	<p>前記「特別地域に係る取扱方針」の「建築物」と同様の取扱とする。</p> <p>① 建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">建ぺい率 (%)</td> <td style="text-align: center;">容積率 (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街化区域商業地域</td> <td style="text-align: center;">8 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の地域</td> <td style="text-align: center;">6 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(建ぺい率及び容積率は建築基準法による。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">② 建築物の高さは30メートル以下とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">③ 大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、化粧屋根等を設置するなど風景保護上の違和感をなくすよう配慮する。</td> </tr> </table>	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	市街化区域商業地域	8 0	上記以外の地域	6 0	(建ぺい率及び容積率は建築基準法による。)		② 建築物の高さは30メートル以下とする。		③ 大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、化粧屋根等を設置するなど風景保護上の違和感をなくすよう配慮する。	
建ぺい率 (%)	容積率 (%)													
市街化区域商業地域	8 0													
上記以外の地域	6 0													
(建ぺい率及び容積率は建築基準法による。)														
② 建築物の高さは30メートル以下とする。														
③ 大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、化粧屋根等を設置するなど風景保護上の違和感をなくすよう配慮する。														

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号、環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全域	<p>① 擁壁等の工作物は、自然石（化粧貼りを含む）又は自然石に模したブロック等を使用する。</p> <p>② スノーシェッド、落石防止柵、歩道の安全柵等の工作物の色彩はこげ茶色とする。</p> <p>③ 法面は張芝等により緑化するとともに、廃道敷地等については当該地に生育する樹木と同種の樹木等により修景緑化する。</p> <p>④ 付帯する建築物については、前記「特別地域に係る取扱</p>

		方針」の「建築物」と同様とする。
小樽定山渓線及び定山渓ダム線		定山渓温泉と定山渓ダム及び小樽等を結ぶ道路である。定山渓ダムからの眺望を考慮し、沿道の修景に配慮する。
札幌中山峠線		札幌方面より定山渓を経て、洞爺湖、道南方面へ至る幹線道路である。薄別から中山峠の間は、広大な自然林の中を通過しており、沿道の森林植生の保護と展望駐車場の整備に留意する。また、この区間は急峻な地形の個所があり、法面保護施設及び落石や雪崩の防止施設等整備に当たっては、自然環境との調和に配慮する。
札幌支笏湖線		札幌方面より支笏湖方面へ至る幹線道路である。札幌からポロピナイ間は自転車道が整備されており、今後ポロピナイから支笏湖温泉間の自転車道整備について検討する。 なお、この区間は山が湖に急勾配で落ちており、検討に当たっては十分な環境調査を実施する。
支笏湖南湖畔線		支笏湖を南岸沿いに周回し、洞爺湖方面へ至る幹線道路である。国道276号線である丸山、美笛峠間の改良工事は昭和63年に終了しており、沿道の修景緑化に配慮するとともに、主要な展望適地等には小規模な路傍駐車場を整備する。
支笏湖西湖畔線		オコタンペ湖とオコタン、美笛とを結ぶ道路である。美笛、オコタン間の改良に当たっては、当該区間が急峻な地形でしかも風致景観上重要な地区であることから、路線選定を含めて、十分な環境調査を実施する。 また、恵庭岳の西山腹を通るオコタンペ湖に隣接する区間は、地形が急峻で長大法面が連続しており、現地の植生に適した修景緑化に配慮する。オコタンペ湖の展望台から湖方向の通景線の確保を図る。
丸駒温泉線		札幌支笏湖線のポロピナイより分岐し、丸駒温泉へ至る道路である。緑のトンネルとなっている現在の景観を維持するため、改良に当たっては、沿道の樹林の保護に配慮する。
樽前山登山線		支笏湖南湖畔線から分岐し、樽前山七合目へ至る未改良の道路である。改良に当たっては沿道の樹林の保護に配慮する。
2 道路（歩道）	全域	付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1) と同様とする。
	豊平峡線	豊平峡入口の野営場から豊平峡沿いに豊平峡ダムへ至る探勝歩道である。歩行者の安全が確保されるよう配慮する。
	無意根山線	薄別より無意根山へ至る登山歩道である。中腹の大蛇ガ原湿原や頂上下の稜線部等については、登山者の踏圧等により湿原や高山植物の消失、裸地化が進行しており、木道の設置等保護対策を図る。

札幌岳線・空沼岳線	札幌岳又は空沼岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの展望に優れているため利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。									
支笏湖温泉モラップ線	支笏湖温泉とモラップ間を結ぶ自然探勝歩道である。支笏湖温泉から中モラップ間は野鳥の森として観察舎や解説板等が整備されており、学校生徒の団体利用が多い。支笏湖岸の急斜面に歩道が設けられており、路肩が崩れやすいので、保護柵や土留工を適切に施工し、安全を確保する。また、モラップ山東山麓に現歩道と接続して新たに回遊可能な歩道の整備を検討する。									
丸駒温泉オコタン線	オコタンと丸駒温泉を結ぶ探勝歩道として整備を検討する。									
樽前山線	樽前山七合目から樽前山頂及び苔の洞門へ至る登山歩道である。七合目から1時間足らずで山頂に到達できるため、本管理計画区内の歩道では最も利用者が多い。登山道はイワブクロ（タルマエソウ）等高山植物の生育する火山礫の斜面につけられており、植物保護柵、土留工、注意板等を周辺環境に配慮して設置する。 また、苔の洞門区間については、貴重な苔の保護と利用最盛期の混雑緩和を図るため、現歩道と接続して新たに回遊可能な歩道の整備を検討する。									
恵庭岳線	ポロピナイから恵庭岳山頂へ至る登山歩道である。山頂からの展望が良いことで知られている。登山口の駐車場の整備、登山歩道の整備（悪路部の改良、ササの刈り払い）等を図る。									
オコタンペ湖線	オコタンペ川沿いにオコタンペ湖へ至る登山歩道として整備を検討する。工法については、湖岸及び湿原の保全に留意する。									
3 宿舎	<p>付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1) と同様の取扱いとする。</p> <p>付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。</p>									
定山渓温泉	<p>① 建ぺい率及び容積率（算出法は建築基準法による）は次の数値以下とする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">建ぺい率 (%)</th> <th style="text-align: center;">容積率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域商業地域</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(建ぺい率及び容積率は建築基準法による。)</p> <p>② 建築物の高さを平均地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面）から本屋60メートル以下とし、落ち着いた外観、意匠及び修景植栽等により、温泉地にふさわしい街並みづくりを図る。</p>		建ぺい率 (%)	容積率 (%)	市街化区域商業地域	80	400	上記以外の地域	60	200
	建ぺい率 (%)	容積率 (%)								
市街化区域商業地域	80	400								
上記以外の地域	60	200								

		③ 大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、化粧屋根等を設置するなど風景保護上の違和感をなくするよう配慮する。
	丸駒温泉	湖畔の一軒屋の温泉宿舎にふさわしい雰囲気を維持する。建築物の高さを13メートル以下とし、湖畔側の修景植栽及び排水処理施設の整備に特に留意する。
	オコタン	支笏湖最奥の環境にふさわしい宿舎とする。建築物の高さを13メートル以下とし、湖畔側の修景植栽及び排水処理施設の整備に特に留意する。
	支笏湖	支笏湖地区では最大の収容力を有するが、老朽化した施設も多い。地区全体の風致保護を考慮しながら、個々の施設において、施設の改善及び充実を図る。建築物の高さを13メートル以下とし、湖畔側の修景植栽について特に配慮する。
4 園地	全域	付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。
	定山渓温泉	豊平川の川沿いに整備されている園地及び散策歩道である。沿道には自然林が残されており、市街化の進んだ当地区にあっては、貴重な緑地であるとともに、公園利用上も重要であるので散策歩道等の整備を図る。また、一部区間において、法面崩壊があり、十分な安全対策を講ずる。
	豊平峡	豊平峡ダム湖の展望、休憩園地である。ダムサイト側からの風致保護に配慮しながら、休憩所、園地、散策歩道等の整備を図る。建築物の高さは13メートル以下とする。
	ポロピナイ	支笏湖では舟遊び等水辺利用の最も盛んな地区である。今後とも良好な水辺利用地区として整備を図るとともに、札幌方面からの支笏湖へのエントランスとしての機能の強化充実を図る。建築物の高さを13メートル以下とし、排水処理施設の整備に特に配慮する。
	支笏湖	集団施設地区計画に基づき、公共の園地、園路、広場、緑地等を整備する。なお、整備に当たっては、親水性に配慮する。
5 野営場	全域	キャンプは、自然とのふれあいを図るため、支笏湖地区で今後とも推進すべき公園利用方法の一つである。しかし現在施設の老朽化が進み、快適な利用が損なわれている地区もある。利用タイプ等各地区の野営場の特色を出して、近年のニーズに合った施設の改善を早急に図る。また、排水処理施設についても留意する。 付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。
	ポロピナイ	支笏湖の北東に位置する千歳市営の野営場である。施設が老朽化しており、施設の再整備・改善を図る。

	オコタン	支笏湖の北西に位置する民営の野営場である。周辺の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、テントサイト等の施設整備を検討する。
	モラップ	支笏湖の南東に位置する千歳市市営の野営場である。再整備が進められており、今後国民休暇村協会が管理運営を行う。全体についてさらに施設の整備充実を図り、水辺利用も含め自然とのふれあいの場として拠点づくりを進める。
	美笛	支笏湖の南西に位置する千歳市営の野営場である。施設が老朽化しており、美笛川周辺の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、水辺利用も含め自然とのふれあいの場として施設の再整備・改善を図る。
	豊平峡	豊平峡の入口に位置しており、家族利用を主体とした野営場の整備が札幌市により進められている。
6 スキー場	中モラップ	「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」（平成3年6月7日、環自国第315号）及び別紙「支笏洞爺国立公園モラップ山スキー場事業執行取扱要領」（平成4年5月19日環自国第264号）による。
7 避難小屋	樽前山七合目	車道の終点に当たる七合目に整備されている。登山基地とて重要な位置にあり、今後は休憩スペースの充実を図る。建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。
8 舟遊場	支笏湖・オコタン・丸駒温泉・美笛・ポロピナイ	手こぎボート等の利用を主体とし、モーターボート利用については極力押さえる。 付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様の取扱いとするが、高さを10メートル以下とする。
9 駐車場	支笏湖	当面、既存施設の維持改良を図る、また、歩行者、車両の適切な利用動線を考慮しつつ、駐車場の再整備について検討する。 付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。
	苔の洞門	駐車場、公衆便所等の整備充実について、関係機関と検討する。
10 給油施設	支笏湖	商標の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は自然景観との調和に配慮する。 付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。
11 自動車運送施設	支笏湖	路線バス会社が、バスターミナル及び駐車場を管理している。利用状況に対応して必要な施設の改良を図る。

		付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。
12 船舶運送施設	支笏湖	<p>支笏湖温泉を基地に、遊覧船による湖半周コースを運行し、さらに、モーター艇による遊覧や貸しボートなどの事業を行っている。利用者のニーズに対応し、静穏で原始的な支笏湖のイメージを損なわないよう配慮しつつ、必要な船舶、施設の充実を図り、モーター艇利用の拡充は極力押さえる。</p> <p>付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様の取扱いとするが、高さを10メートル以下とする。</p>
13 給水施設	支笏湖	<p>地区内の需要増大に対応し、施設の拡充を図る。</p> <p>付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。</p>
14 排水施設	支笏湖	<p>支笏湖及び千歳川の良好な水質を今後とも維持するため、施設の適切な維持管理を図る。</p> <p>付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。</p>
15 博物展示施設	支笏湖	支笏湖を訪れる利用者に対し、自然、人文、観光に関する情報を提供するセンターとして整備充実を図るとともに、自然解説活動の拠点としての機能の充実を図る。
16 動物繁殖施設	支笏湖	<p>ヒメマスの保護増殖、監視のための施設の適切な維持管理を図る。</p> <p>付帯する建築物については、前記 第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。</p>

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

自然公園施設のうち、支笏湖温泉の環境庁所管地にかかる公園利用施設は環境庁の直轄事業で、その他の地区にかかるものについては、環境庁の補助を受けた北海道の事業または千歳市の単独事業等で整備が行われている。

これらの整備は、公園計画及び公園事業決定事項に基づき、その施設の必要性、緊急性に応じ実施されるが、主要利用地区にあっては、次の方針により整備が進められるよう関係機関との連絡調整を図る。

ア 支笏湖集団施設地区

(ア) 湖畔園地、歩道網を整備し、樹林や湖水にふれることのできる場の確保を積極的に推進する。

(イ) 営林署旧森林事務所跡地の活用について地元の意向を踏まえ検討する。

(ウ) 千歳川の山線鉄橋の架け替えについては、現在、千歳市が工事を施工中で、平成9度完成予定であり、支笏湖温泉地区のランドマークのひとつとして、適切な維持管理を図る。

(エ) 国道453号線より分岐し、支笏湖畔国民休暇村へ至る取付け道路については、幅員も狭く、線形も悪い等の問題を抱えており、安全な車両通行ができるよう道

路改良について検討する。また、千歳市により新たに休暇村へ至る道路の整備が進められている。

(才) 支笏湖畔国民休暇村地区については、宿舎、園地等の施設の整備充実を図るとともに自然とのふれあい促進のための歩道、解説板等の施設の整備を図る。

イ 定山渓地区

(ア) 温泉街の街路整備、豊平川沿いなどの散策路、園地の改良整備及び緑地の確保等快適な街並み整備や環境整備のための施設整備を推進する。

(イ) 利用者のニーズに対応し、自然を損なわない範囲において、運動施設等の整備を図る。

ウ 豊平峡地区

札幌市が整備した自然歩道の改良整備を図る。また、札幌市の「定山渓自然の村」(野営場)については、周辺の歩道との有機的な結びつきに配慮しつつ、豊平峡地区の自然とのふれあいの拠点施設として整備を図る。

エ ポロピナイ地区

水辺利用の拠点として整備を図るが、水面を含めた本地区の良好な自然環境に配慮した施設整備を図る。

オ 美笛地区

多様な自然環境を生かした自然観察利用を主体に、野営利用、水辺利用及び休憩利用等を図るために必要な施設整備を図る。なお、整備に際しては、周辺の風致景観及び水面を含めた野生生物の生息環境の維持に留意する。

(2) 一般公共施設

公園利用計画に含まれない各種開発整備にかかる事業は比較的少ない。現在進められている事業または計画されている事業の中で、次の事業については、以下の方針により事業者等を指導する。

ア 豊平峡ダム及び定山渓ダム

昭和47年に完成した豊平峡ダム及び平成元年に完成した定山渓ダムは、札幌市を貫流する豊平川の洪水調節、上水道用水の供給、発電等を目的とした北海道開発局直轄の多目的ダムである。

ダム湖周辺は風景が優れており、定山渓温泉の近くに位置しているため、ダム見学者や行楽客の来訪が多い。ダムの維持管理に当たっては、防災とこれらの利用者の安全、ダムサイトや湛水水域の修景綠化及び必要に応じて整備する管理施設等の風致景観への影響が少なくなるように配慮する。

イ 樽前山火山砂防事業

近年、噴火の危険性が懸念されている樽前山周辺において、崖崩れ、土石流、火碎流や火山泥流などの大規模な土砂災害を防止するため、総合的な火山砂防事業が計画されている。

樽前山は、山麓の支笏湖や苫小牧、白老方面からは美しい山容が望まれ、多くの登山利用がなされていることから、同事業の実施に当たっては、周辺の環境に十分配慮した工法を検討する。

ウ 恵庭岳滑降競技場跡地の植生復元工事

昭和47年の札幌オリンピック冬季大会の会場となった恵庭岳で、(財)日本体育協会によって、滑降競技場跡地の復元工事が行われた。復元工事は、48~50年に植栽等の緑化工事がなされ、その後61年まで保育作業がなされた。今後は、林相の回復状況について、必要に応じ関係機関とともに定期的な植生復元追跡調査の実施を検討する。

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

支笏湖集団施設地区に、環境庁所管地を32.43ha（支笏湖温泉27.55ha、モラップ4.88ha）を有し、国立公園の利用拠点として、園地、園路、駐車場、ビジターセンター、公衆便所等の施設を整備、維持管理している。

また、宿泊施設、食堂売店、舟遊場施設あるいは地域生活に必要な道路、住宅等の用地として民間事業者等に土地の使用を許可し、これらの指導監督も行っている。

これらの土地、建物及び施設の管理に当たっては、集団施設地区管理規則及び支笏湖集団施設地区計画に基づき、常に良好な状態で維持されるよう配慮するとともに、土地使用者に対しては、国立公園の利用の中心地としてふさわしい施設の管理や、利用者サービスを行うよう指導する。

(2) 自然公園美化管理財団事業等

駐車場をはじめビジターセンター、公衆便所等の施設については（財）自然公園美化管理財団（以下「美化財団」という。）により、支笏湖畔休暇村地区の園地、広場およびモラップ地区の野営場等の施設については（財）国民休暇村協会の協力により適正に維持管理する。

6 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

支笏湖ビジターセンターは、本公園を訪れる利用者に対し、自然情報の提供、利用マナーの指導等を実施するとともに、観光案内等も行っており、公園利用上重要な役割を果たしている。これらの機能をさらに強化させるために、展示物、映像ソフトの拡充及び頒布印刷物等の充実を図る必要がある。

また、ビジターセンターを中心にして、自然探勝歩道網や自然解説板、樹名板等の整備を図るとともに、野外での自然観察会の企画、実施を図り、公園利用者に対する自然解説の機会の充実を図るものとする。

さらに、他の主要利用地区や興味地点においても、自然探勝歩道や自然解説板等を整備し、公園利用者の利便に供する。

(2) 利用者の規制

ア 自動車の利用規制

本地域は大都市に近く、自家用自動車による公園利用が多いことから、適正な自動車の誘導と駐車場の管理は公園の適正利用上重要である。主要利用地区においては、適切な規模の駐車場を整備するとともに、園地、湖岸、歩道等に自動車が乗り入れしないよう、注意標識や車止め等の設置等を講ずる。さらに、一部の駐車場においては、車の暴走行為を阻止するため夜間閉鎖の措置を講ずる。

樽前山について、登山シーズンの週末には混雑し、交通渋滞を来しているので、関係機関とともに、その対策について検討する。

イ 植生保護のための立入規制

樽前山の登山道一帯は、イワブクロ、コメバツガザクラ等貴重な高山植物が生育しているが、登山者による踏圧や砂礫の崩落により、植物群落の消失がみられる。このため、登山道の一部付け替え、保護ロープ柵等の設置等の対策が講じられているほか、苫小牧市では七合目ヒュッテに管理人を置き、植物の保護監視に当たっている。今後は、ボランティアグループによる支援体制も受け、官民一体の保護監視体制づくりについて関係機関と検討する。

定山渓地区の無意根山、札幌岳、空沼岳等の山岳においても、踏圧による高山植物や湿植物の消失がみられるため、保護対策について検討する。

ウ 湖面利用の適正化

支笏湖における原動機付きボートの利用は、昭和50年代までは釣魚用で占められていたが、ヒメマス資源の枯渇に伴い釣舟は激減し、これに変わって、水上バイクの

湖面利用が増大している。静穏な環境の保持及び事故防止の観点から、各地区毎の利用形態を把握し、適正な湖面利用のルールづくり等適正化対策を関係機関と検討する。

エ スノーモービルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物被害等を防止するため、無意根山、樽前山が乗入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力により、必要に応じ標識設置や広報活動を行う。

(3) 利用者の安全対策

樽前山火口原には、硫気や蒸気の噴出口があり、立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配意する。

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

樽前山をはじめ山岳地域を中心に、関係機関の協力も得ながら、ゴミ持ち帰り運動や清掃登山を推進する。また、公園利用者の集中する支笏湖集団施設地区においては、美化財団が、園地、公衆便所等の清掃に当たっている。今後も現在の美化清掃体制の維持強化を図る。

(2) 修景緑化計画

本地域の植生は、高山部を除いて、そのほとんどがシナノキ、イタヤカエデ、ハリギリ、ミズナラ等の広葉樹とトドマツ、エゾマツの針葉樹林等により構成される森林植生に占められている。このため代表的な森林植生の成育地においては、観察のための小休憩地、散策路、解説板を整備する。

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に成育する樹木と同種の樹木による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するよう事業者を指導する。道路等の法面については、早期緑化を図るため一般的な草本種の使用を認めるが、この場合でも現地の植生状況を踏まえ、先駆種を選定、播種し、在来植生への移行を促進させる。また、公園入口部は、エントランスゾーンとしての空間を創出するため、標識の設置、緑化を図る。

第3 羊蹄山管理計画区

1. 地域の概要

本管理計画区は、羊蹄山の山体に係る地区である。

羊蹄山は、標高 1,898 メートルの典型的な成層火山（コニーデ）独立峰で、山容が富士山に酷似しているところから蝦夷富士とも呼ばれている。景観の特徴は、その秀麗な山容と植生にあり、山麓から山頂にかけて植物の垂直分布の変化が顕著に見られるとともに、頂上付近には分布の北限や南限に当る種を含む高山植物が多種生育している。落葉広葉樹林や針広混交林に被われる山麓部には、南コブなどの寄生火山がある。

また、動物については、中・小型のほ乳類や森林性の野鳥が多数生息している。

当地区的利用者は年間 17 万人余りで、山麓の真狩口でのキャンプ、ピクニック、自然探勝等や半月湖周辺でのキャンプ、ハイキング等が利用の大半を占める。

なお、羊蹄山への登山者は、年間 2 万 5 千人程である。

土地所有は、大部分が道有林であり、民有地は半月湖付近の山麓に僅かに存在する。保護計画は植生の垂直分布の保護を図るために、標高 1,000 メートル前後より上が特別保護地区、600 メートルから 1,000 メートルにかけての中腹が第1種特別地域及び第2種特別地域、それ以下の山麓部は第3種特別地域に指定されている。

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 羊蹄山は眺望の対象として高い価値を持つことを踏まえ、山麓から山頂にかけての植生や地形等の一体的な保全を図る。

イ 登山道沿線の植生の保護が図られるよう関係機関と調整を図る。

(2) 利用に関する方針

ア 真狩口や半月湖等の利用拠点は、自然探勝等のための適切な施設整備を行うとともに利用者指導を推進し、自然とのふれあいの推進を図る。

イ 「ゴミ持ち帰り運動」を基本とした美化清掃活動の推進を図る。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園許可、届出等の取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第173号、環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	俱知安町地内の民有地を除き、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。 ① 屋根の形状 原則として切妻または寄棟等の勾配屋根とする。 ② 屋根の色彩 原則としてこげ茶色とする。 ③ 外壁の色彩 原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とす

		る。
(2) 電柱	全域	利用拠点及び利用動線周辺のものは、更新に当たって原則として電線路は地下埋設とする。
(3) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色系またはこげ茶色系とする。
2 木竹の伐採	全域	利用拠点周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石または木とし、材料素地（焼上げも可）に白または黒文字とする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号、環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 鈎
1 道路（車道）	全域	法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模した処理を行ったブロックを使用をする。 また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。 付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	俱知安口線	半月湖及び比羅夫口登山道への到達道路で、全線舗装済みである。今後、適切な維持補修を図る。
	真狩口線	羊蹄山地区では最も大きな利用拠点である真狩口に到達する村道であり、ほぼ改良済みである。現在、街路樹に外来樹を用いているが、周囲の自然環境との調和を図るために在来種への植え替えを図る。
2 道路（歩道）	全域	高山植物の保護のための立入り規制措置等について、関係機関と調整、検討を図る。 付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	俱知安口登山線	羊蹄山への登山道として古くから最も良く利用されてきたコースで、真狩口登山道と並んで利用者が多い。頂上の火口壁上を一周するコースは、転落の危険があり、危険個所への注意標識や迷い易い地点での指導標等の整備（取替えを含む）を図る。

	喜茂別口登山線	頂上への最短ルートであるが、危険個所への注意標識や迷い易い地点での指導標等の整備を図る。
	京極口登山線	比較的短時間で頂上に到達できるルートであるが、危険個所への注意標識や迷い易い地点での指導標等の整備を図る。
	真狩口登山線	登山口である真狩口の整備に伴い利用者が増加したコースであるが、八合目付近にあるガレ場は、落石や滑落等の危険がある。危険個所の修復や迷い易い地点での指導標の整備を図る。
	真狩口見晴線	・真狩口から南コブに至り、真狩口登山線に合流する延長2.5キロメートルの歩道である。要所に指導標、解説板、ベンチ等が設けられ、南コブ頂上には展望広場が整備されている。 ・羊蹄山山麓の自然を観察し探勝するための歩道として、解説板等の整備充実を図る。
3 宿舎		付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。 付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日 環自保第138号）による。
	真狩	羊蹄山への登山及び真狩口周辺の自然探勝の基地として、村営の宿舎が整備されている。施設の規模は現状程度に留める。
4 園地	全域	付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。
	真狩口	羊蹄山登山者のための基地及び真狩口の日帰り利用者等のためのピクニック園地として、休憩舎、東屋、便所、駐車場等が整備されており、利用者が増加している。 また、当地区に隣接して道立羊蹄青少年の森として、森林森林学習展示館や駐車場、散策路、郷土の森等が整備されていることから、今後、これらも合わせて羊蹄山地区の利用拠点にふさわしい施設の整備拡充を図る。
	半月湖	落葉広葉樹の自然林に囲まれた、神秘的な火口湖である。俱知安口線道路（車道）から火口壁上を通り、湖畔に下りる幅2メートル程の探勝歩道がある。施設整備は、既存歩道の改良、小規模な路傍展望施設及び自然解説板等の整備にとどめ、風致景観の維持に十分留意する。
5 野営場	全域	付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。
	真狩口	登山者のための野営場として計画されたが、キャンプそのものを楽しむ利用者にも広く利用され、入込み数の伸びが著しい。各種の野営施設が整備されているが、収容力に対して

		十分とは言えないでの、施設の整備充実と快適な利用環境の確保を図る。
	半月湖	登山者のための野営場としてテントサイト、駐車場、便所、給水設備及び休憩舎が整備されているが、一部、老朽化した施設があり、今後の整備に当たっては炊事棟等も含め施設の充実を図る。
	京極口	施設の整備に当たっては、地区の自然環境の保全に留意する。
6 運動場		付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。 付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
	真狩口	真狩口の耕作跡地を利用して、芝生広場、テニスコート（3面）、丸太運動施設、便所、休憩舎が整備されており、今後、駐車場の新設等に当たっては、地区の修景植栽を図る。
7 避難小屋		建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。
	羊蹄山	真狩口登山線道路（歩道）の九合目にあり、年間5千人程の利用者がある。管理は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力して行っているが、今後とも適切な管理を行う。

4 地域の開発、整備に関する事項

この地区の利用は、4箇所の登山口からの登山と真狩口、半月湖（俱知安口）での野営、自然探勝、ピクニック等が主なものとなっている。今後もこの利用形態を踏まえながら、既存施設の充実と再整備に重点を置くものとする。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

- ア 関係機関、関係団体との連携を強化し、自然解説に関する資料の収集や手法の蓄積を図る。
 - イ 真狩口の森林学習展示館に、ビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。
 - ウ 参加者の対象を広げるため、行事の開催や広報の方法等について検討するとともに、半月湖等自然観察適地に対象地を広げてゆくことを検討する。

(2) 利用者の規制

- ア 植生保護のための立入規制
 - 高山植物群落の踏み荒らしを防止するため、高山帯においては歩道以外への立入を禁止するよう関係機関と調整を図る。
- イ スノーモービルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物被害等を防止するため、羊蹄山管理計画区の大部分が乗り入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力により、必要に応じ標識設置や広報活動を行う。

(3) 利用者の安全対策

登山道沿いで、落石、転落の危険がある個所には、注意標識を設置する等登山者の安全対策について関係機関と調整を図る。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

真狩口及び半月湖地区では、地元町村が北海道の補助金を受けて清掃を実施しているほか、各登山道は自然保護監視員、巡視員等がパトロール時に、また、ボランティアが年に数回清掃登山を行っている。しかしながら、現状では清掃範囲も限られ、体制的にも十分とはいえないで、将来的には環境庁の清掃補助団体を設置するよう関係機関を指導する。

登山道沿いにはゴミ箱を設置せず「ゴミ持ち帰り運動」を推進することとし、各登山口や避難小屋で積極的に広報等を行うよう関係機関と調整を図る。また、「国立公園クリーン作戦」（自然公園クリーンデー：毎年8月第1日曜日）には、地元関係機関の協力を得て清掃登山を行っており、今後とも協力を求める。

(2) 修景緑化計画

真狩口地区は、耕作跡地で樹木が少なく、建築物が四方からさえぎられることなく望見され、また、緑陰に乏しいので、郷土樹種による修景植栽を積極的に行って快適な利用環境の創出を図るよう関係機関との調整を図る。

第4 洞爺湖管理計画区

1 地域の概要

本管理計画区は、洞爺湖及びその南側に位置する有珠火山群を包含する地区である。

洞爺湖は、直径9～11キロメートルのほぼ円型のカルデラ湖で、中央には中央火口丘である中島火山群を持つ。湖の周囲は、農地や果樹園、植林地が広がり、集落や市街地もあって明るく開放的な景観を形成しているが、中島や湖岸沿いにはミズナラ、ハリギリ、カツラ等の大木の多い自然林がわずかに残されている。

中島には、クマゲラをはじめとする多くの野鳥が生息する他、かつて、観光施設で飼育されていたシカが野生化し繁殖している。

有珠山は、洞爺カルデラの形成後今から約1万年前に活動を開始した火山で、外輪山及び火口原内の円頂丘から成る有珠山本体と、周囲に多数の寄生火山を持ち、特に昭和18年から20年にかけての活動で生成した昭和新山は、溶岩円頂丘と言われ学術的、景観的にも非常に価値が高い。極めて活動的な火山である有珠山は、噴火の危険性が高く、最近100年程の間は約30年周期で活動を繰り返しており、最も新しい昭和52年の噴火活動では、地殻変動や降灰により周囲の景観が大きく変化したほか、公園利用施設等も害を受けた。その後、防災施設の整備が進み平成7年に災害防止情報地図「有珠山火山防災マップ」が作成されている。

当地区は、北海道有数の温泉地である洞爺湖温泉を抱え、年間680万人の利用者があり、そのうち宿泊利用者は123万人（平成6年）に達している。

主な利用は、従来からの温泉での宿泊、保養、湖上遊覧、昭和新山やロープウェイを利用しての有珠山の探勝、湖を周回する道路のドライブ等であったが、近年は湖畔を利用した水上スポーツや湖畔でのキャンプ等の活動的な利用も増加しており、一方、キャンプ地以外でのキャンプや自動車の林内乗り入れ等無秩序な利用による問題も生じている。

利用施設は、宿泊施設の整備はかなり進んでいるものの、特に利用者の自然とのふれあいを促進するための施設の整備が遅れている。

土地所有関係は、有珠山、湖畔林、中島が国有林で、他は民有地である。特に洞爺湖温泉は、民有地に旅館、ホテル、商店、住宅等が密集し市街化している。

保護計画は、有珠山火口原及び昭和新山溶岩塔が特別保護地区に指定されているほかは、大部分が特別地域であり、有珠山の南山腹が普通地域となっている。

2 管理の基本の方針

(1) 保護に関する方針

- ア 当地区に残された貴重な自然である有珠山、洞爺湖の湖畔林、湖岸線及び中島の保護を図る。
- イ 洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

(2) 利用に関する方針

- ア 地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に留意しつつ必要な公園利用施設の整備及び再整備を図る。
- イ 特に市街化の進んだ洞爺湖温泉地区については、これ以上の無秩序なスプロール化を抑制するよう関係機関と調整を図るとともに、地元の街づくりの動きと連携し地区的再開発や建築物、看板等のデザイン、地区の修景緑化等長期的な視点に立った快適な環境作りに努める。
- ウ 湖畔を含む洞爺湖の適正な利用を推進するため、関係機関と調整を進め、無秩序な利用を防止するよう努める。
- エ 有珠山やその周辺で噴火、有毒ガスの発生、落石等の危険のある個所においては、利用者の安全を確保するために適切な規制や誘導方法等について検討する。

オ 地区の美化清掃については、美化財団及び北海道の自然公園を美しくする会による事業が適正に行われるよう指導する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号、環自国第538号)、「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日環自企第570号)及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」(昭和54年3月8日環自保第133号)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>洞爺湖を周回する道路(洞爺湖回遊線及び洞爺湖見晴線)の湖側(洞爺湖集団施設地区及び財田集団施設地区を除く)及び昭和新山地区の道路より昭和新山側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めない。</p> <p>なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する洞爺湖温泉地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着きのある街なみづくりを図る。</p> <p>① 屋根の形状 原則として切妻または寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、化粧屋根等によりデザイン上の処理を行う。</p> <p>② 屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤錆色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③ 外壁の色彩 原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。</p> <p>④ 修景緑化 建築物の周囲(特に道路側)には、できる限り修景植栽を行う。</p>
(2) 道路	全域	洞爺湖温泉地区における道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、緑化修景、街路灯のデザイン統一等で美しい街並みの創出を図る。
(3) 電柱	全域	原則として洞爺湖を周回する道路(洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線)の湖側においては新設を認めない。また、利用拠点及び主要利用動線周辺においては、極力電線路の地下埋設化を進める。
(4) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色系またはこげ茶色系とする。
2 木竹の伐採	全域	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域に

		においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 土石の採取	全域	温泉ボーリングについては、行為後の施設による風致上の問題を併せて審査し、支障のないものに限り認める。
4 広告物 (1) 営業用広告物	全域	<p>公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和の取れた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件について次のとおりとする。</p> <p>① 設置個所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。</p> <p>イ 施設が公道に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。</p> <p>② 要件</p> <p>ア 色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、緑、黄等の原色であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。特定の商品名やスポンサー名の掲示は、極力行わない。</p> <p>イ 出来る限り自然材料を用い、自然と調和したデザインとする。</p>
(2) 公共的広告物	全域	<p>公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するため設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>① 設置個所</p> <p>利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。</p> <p>② 要件</p> <p>色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、特に材料については極力自然材料を用いる。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号、環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全域	法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。 付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) ①～④と同様とする。

	洞爺湖回遊線	湖岸沿いに洞爺湖を一周する利用上重要な道路である。湖岸側の優れた自然環境を保全するため道路の線形改良や付帯自転車道の建設等による拡幅は原則として山側に行うものとするが、やむを得ず湖畔林の改変や新たな湖岸の埋め立てを行う場合は、必要最小限に留め自然環境の保全に配慮する。
	洞爺湖見晴線	室蘭、函館方面から洞爺湖畔への到達道路として重要な路線である。付帯歩道の整備に合わせて本地区屈指の展望地である見晴台の路傍駐車帯や展望園地の整備充実を図る。
	昭和新山線	昭和新山への到達道路及び伊達方面への連絡道路として重要な路線である。沿線の修景緑化に努める。
2 道路（歩道）	全域	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1)①～④と同様とする。
	有珠登山線	北海道が事業執行を行った四十三山から有珠山に至る登山道があったが、昭和52年の有珠山爆発により、四十三山から上は事業廃止され、四十三山周辺についても現在休止中である。なお、南側外輪山上の一部区間について、伊達市が再整備し、事業執行している。 四十三山は、明治43年の活動で生じた多数の旧火口を残し、野鳥も豊富に生息する他、洞爺湖や羊蹄山の眺望にも優れる等散策や自然探勝の場として非常に優れた資質を持っていることから、火山噴火の危険性も考慮しつつ、利用者の安全について必要な措置を講じたうえ、再整備し供用再開を行うよう関係機関と調整を図る。四十三山から上については利用上の安全を確認し、再整備や供用再開することが可能かどうか検討する。
	中島周廻線	中島の自然観察や自然探勝のための歩道として、適正な整備を図る。
3 宿舎	全域	付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
	洞爺湖	洞爺湖や有珠山の優れた自然環境と温泉資源に恵まれ、また、函館と札幌を結ぶ観光ルート上に位置すること及び札幌をはじめ大都市からの到達性がよいことから、登別と並ぶ最大の利用拠点として年間94万人（平成6年）もの宿泊利用者がある。当地区は高層ホテルが立ち並び、市街地を形成している。今後は、多様化する利用者のニーズに合わせて通年滞在型の保養基地化を図ることを目的として、個々の宿泊施設の充実ばかりでなく、美しく落着きのある街並みづくりの観点からも十分指導するものとする。なお、洞爺湖の水質を保全するため、汚水排水処理は公共下水道を使用する。 建築物の高さは、最高36メートル以下、本屋の高さ30メートル以下とする。ただし、既存の建築物でこの高さを超

		<p>えているものについては最高部、本屋の高さとも既存の高さ以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」</p> <p>また、湖に面する施設は、壁面線を湖側敷地境界から最低5メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。</p>
	壮瞥温泉	<p>洞爺湖温泉地区に近接するが、小規模な施設が田園地帯の中に散在し静かな雰囲気を保っている。今後とも現在の環境を保持するよう務める。</p> <p>高さは20メートル以下とし、壁面線は道々から20メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。</p>
	月浦	<p>家族利用を主体とした小規模な宿舎を整備する。高さは13メートル以下とし、壁面線は道々から20メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。</p>
4 園地	全域	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の①～④と同様とする。
	洞爺湖	湖畔を埋め立てて整備したもので、園路や芝生広場、公衆便所等が整備されている。湖畔の散策や風景観賞のための園地として位置付け、さらに湖と市街地との緩衝地帯としての機能を併せ持たせるため、今後はさらに修景植栽を行う。
	月浦	月浦野営場や月浦運動場と一体的に、散策休憩のための園地として整備を進める。整備に当たっては、湖畔林の保護に留意する。
	壮瞥温泉	壮瞥町字壮瞥温泉の湖岸に数ヶ所にわたって公衆便所、駐車場、芝生広場等が整備され、それぞれ利用度は高い。施設の維持管理や美化清掃については、美化財団の協力を得る。
	中島	休憩所及び食堂がある。施設の再整備に当たっては、中島の自然環境に調和するよう規模やデザイン、色彩について配慮する。
	洞爺	洞爺村字洞爺町の集落地内及び浮見堂付近の3ヶ所に公衆便所や駐車場が整備されており、主に湖での水遊び等に利用されている。浮見堂地区の利用現況を勘査し再整備について関係機関と調整を図る。

	昭和新山	昭和新山の展望や探勝のための園地として、芝生広場や園路等のほか、美化財団による美化センターが整備されており、ビジターセンター的な役割を果たしている。美化センターの展示及び案内等の充実を図る。
5 野営場	全域	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の ①～④と同様とする。
	月浦	平成3年度にオートキャンプ場として整備が行われた。今後は修景綠化を十分に行うとともに、施設の拡充にあたっては、湖畔林の保護に留意する。
	滝之上	区域は現状程度とし、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。
	仲洞爺	利用状況を勘案し、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。
	中島	フリーテントサイトを主体とした小規模な野営場を整備する。
6 スキー場	月浦	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日環自国第315号）及び別紙「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」（平成4年5月19日環自国第264号）による。
7 運動場	月浦	中長期滞在者が野外スポーツを楽しむための施設を整備する。整備に当たっては、施設周辺に十分な修景綠化を行う。 付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の ①～④と同様とする。 付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
8 舟遊場	洞爺湖・洞爺・壮瞥温泉・月浦・中島	今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。 付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の ①～④と同様とする。
9 駐車場	全域	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の ①～④と同様とする。
	洞爺湖	洞爺湖温泉の中心部に位置し、利用度は高い。施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。
	昭和新山	施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。
10 給油施設	洞爺湖	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、

		(1) の ①～④と同様とする。 商標の掲出は必要最小限とする。
11 船舶運送施設	洞爺湖	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の ①～④と同様とする。 桟橋等の施設は、既存の設置個所以外には認めないこととする。付帯の売店や休憩所等の改築に当たっては洞爺湖及び中島の自然環境に調和するよう配慮する。
12 索道運送施設	有珠山	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の ①～④と同様とする。 有珠山外輪の展望地へ至るロープウェイであり、山頂駅舎については、現状規模に留める。
13 博物展示施設	全域	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) の ①～④と同様とする。
	中島	虻田町により森林博物館が設置されているが、施設、展示物等の老朽化が著しい。今後、ビジターセンター的機能も有する施設としての再整備を検討する。
	昭和新山	昭和新山、有珠山等に関する資料を収集し保管、展示するための施設の整備、充実を図る。

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

今後の自然公園施設の整備に当たっては、地域の目指す滞在型利用を推進する意味も含め、自らの足で歩き、直接自然とのふれあいや自然への理解を深めるための探勝路、園地、解説施設等の整備に重点を置いて実施するよう努める。

特に洞爺湖温泉地区においては、道々の歩道拡幅や道々及び町道への街路樹植栽、宿舎前庭の整備、湖畔園地への植栽、四十三山の歩道の再整備等を進め、地区を巡る散策ルートの設定や標識類の整備を実施する等地域が一帯となって歩いて楽しめる街づくりを推進するよう関係機関に働きかける。また、洞爺湖の湖上利用については、近年増加しつつある持ち込みボートに対して、新たに公共的な係留施設の整備を検討する等適正な湖上利用の促進について関係機関と連絡調整を図る。

(2) 一般公共施設

有珠山の治山や砂防施設の新設及び再整備に当たっては、風致への影響が少ない工法とするよう調整を図る。なお、南側火口原については、噴火後の植生や地形等の推移を見守る場として保存するよう調整を図る。洞爺湖温泉地区の都市計画施設の整備に当たっては、周囲の自然環境と調和した施設とするよう調整を図る。

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

自然公園美化管理財団事業

壮瞥町昭和新山地区において、美化財団が昭和59年9月から駐車場を運営することにより美化清掃、公園利用施設の維持管理や軽微な補修、地元の緑化事業への助成等を行っている。これらの事業が円滑かつ適切に行われるよう指導する。

6 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

- ア この地区での自然とのふれあいを積極的に推進するため、各園地にその地区の自然環境等を解説する解説板等の整備充実を図る。また、「自然に親しむ運動」の期間を中心で自然観察会等を開催するよう関係機関に協力を求める。
- イ 昭和新山美化センターについては、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実に努めるよう指導する。
- ウ 火山科学館にビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。

(2) 利用者の規制

- ア 湖畔林や湖岸園地では、近年無秩序な自動車の乗り入れや野営による踏み荒らし、ゴミの散乱が目立ってきており、この防止対策について「洞爺湖遊漁船対策協議会」等において検討を進める。
- イ 湖岸では、毎年のヒメマス釣り解禁期間中に一部の釣り客による小屋掛けや、違法桟橋の設置、長期間にわたるボートの放置等が行われ、一般利用者に不快な印象を与えるとともに風致上の支障も大きいので、その規制や秩序ある利用の推進について関係機関と検討を進める。
- ウ 近年増加している持ち込みボートやヨットによる利用について、安全で秩序ある利用を進めるため、その受け入れや監視体制、安全対策等について「マリンスポーツ等に関する事故防止対策会議」において検討を進める。

(3) 利用者の安全対策

有珠山は噴火後15年を経過し、現在、活動は沈静化してはいるものの極めて活動的な火山であり、噴火以外にも有毒ガスや土砂崩壊、泥流の発生等の危険性が高い。また、昭和新山は現在も活発な硫気や蒸気を噴出している。このため、常に調査研究機関やその他関係機関からの情報の収集に努めるとともに、危険個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配意する。

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

利用拠点の美化清掃は、壮瞥町管内は美化財団が、虻田町管内は「北海道の自然公園を美しくする会」がそれぞれ環境庁の国立公園清掃活動費補助金を受けて関係機関の協力を得ながら実施している。これらの事業が適切に行われるよう指導する。

毎年8月第一日曜日の自然公園クリーンデーには、洞爺湖温泉地区においては「北海道の自然公園を美しくする会」や地域住民の協力を得て一斉清掃を行っており、また、昭和新山地区においては美化財団が中心となってゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っている。今後とも関係機関に協力を求め実施する。

(2) 修景緑化計画

ア 洞爺湖温泉市街地は建物が密集しており、うるおいのある美しい街づくりのために、前述した許可及び事業取扱方針に基づく指導と併せて地区全体の修景緑化を進め

る必要がある。今後は地域住民及び関係機関が協力して、街路植栽や湖畔園地の植栽、砂防施設周辺の修景緑化等を進め、緑の創出を図るよう指導する。

イ 湖畔の火山灰埋立地及び有珠山の森林復元のための植栽（ふれあいの森）については、劣悪な土質に配慮した樹種、植栽方法等の検討をする。

ウ エゾシカによる中島の森林植生への影響については、「洞爺湖エゾシカ対策協議会」での検討結果を踏まえ関係機関と対策を検討する。

第5 登別管理計画区

1 地域の概要

この管理計画区は、本公園南端の登別温泉及び俱多楽湖と来馬岳から北へ連なるオロフレ峠、ホロホロ山、白老岳にかけての山岳地帯及びその山麓一部からなる地域である。

登別は俱多楽火山西麓に位置し、俱多楽カルデラを生成させた後の日和山や笠山、地獄谷、大湯沼等の爆裂火口を生じた火山活動は今も続き、地獄谷を始め各所で地獄現象が見られるほか、我が国屈指の豊富な温泉が湧出している。

俱多楽湖は、俱多楽火山の活動により生じた直径約2.5キロメートルの円形をなすカルデラ湖で、透明度では、摩周湖に次ぐ我が国第2位の記録（1979年、23.8メートル）を持つ。カルデラ内壁の自然もよく保たれており、その静かな環境や清澄な水質から神秘の湖と呼ばれている。

地獄谷や大湯沼周辺では、硫気や酸性土壌の影響を強く受けた特有の植生が発達しており、その周辺をミズナラを主とする自然林が取巻いている。来馬岳から白老岳にかけては比較的なだらかな山地を成し、ダケカンバ、エゾマツ、トドマツ等を主とする森林に覆われ、稜線部には高山植物も豊富に生育している。この山地南部の東西両山麓には、カルルスや北湯沢をはじめ数ヶ所で温泉が湧出している。

当地区的利用は南部に集中しており、北部のオロフレ山から白老岳にかけての山岳地帯の利用は少ない。登別温泉は、古くから名湯として全国にその名を知られており、年間450万人の利用者があり、そのうち宿泊利用者は149万人（平成6年度）を超える。特に60年秋の道央自動車道登別インター開通以降、急激な利用増がみられる。

また、カルルス温泉や北湯沢温泉も昔から山間の静かな温泉として知られ、国民保養温泉養温泉地に指定されている。

土地所有は、登別やカルルス、北湯沢、蟠渓等の温泉地周辺が民有地となっているほかは大部分が国有林である。

保護計画は、地獄谷が特別保護地区となっているほか、俱多楽湖、登別、カルルス、オロフレ山から白老岳にかけての一帯と北湯沢と蟠渓をつなぐ道路沿線及び白老町と大滝村を結ぶ道路沿線が特別地域に指定されている。

2 管理の基本的方針

（1）保護に関する方針

- ア 登別の温泉市街地を取り巻く森林や火山地帯及び俱多楽湖カルデラ内側の自然環境の保全を図る。
- イ 北部の山岳地帯については、出来る限り現在の自然環境の維持や保全が図られるよう努める。
- ウ 俱多楽湖については、神秘的な湖のおりなす原始性に富んだ景観の保護及び清澄な水質の保全を図る。

（2）利用に関する方針

- ア 地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に特に留意しつつ必要な公園利用施設の整備を図る。
- イ 地獄谷や大湯沼周辺の有毒ガスの発生や転落、熱傷等の危険がある個所について、利用者の安全確保を図るための適切な規制や誘導方法等を関係機関と検討する。
- ウ 公園施設の維持管理及び地区の美化清掃等については、美化財團による事業が適正に行われるよう指導する。
- エ 市街化の進んだ登別温泉街については、地元の街づくりの動きと連携して地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号、環自国第538号)、「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日環自企第570号)及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」(平成7年11月6日環自国第361-1号)によるほか、以下の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>登別集団施設地区を取巻く森林や火山地帯(地獄谷特別保護地区及び第1種特別地域内)及び俱多楽湖カルデラ内側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する登別集団施設地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着きのある街なみづくりを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 屋根の形状 原則として切妻または寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には化粧屋根等によりデザイン上の処理を行う。 ② 屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤錆色とする。ただし、自然材料(銅板を含む)を使用する場合はこの限りでない。 ③ 外壁の色彩 原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。
(2) 道路	全域	登別集団施設地区を始め利用拠点における既存道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、緑化修景等で落ち着いた美しい街並みの創出を図る。
(3) 電柱	全域	利用拠点及び主要利用動線周辺のものは、極力電線路の地下埋設化を進める。
(4) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色系またはこげ茶色系とする。
2 木竹の伐採	全域	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 土石の採取	全域	温泉ボーリングについては、行為後の施設による風致上の問題を併せて審査し、風致上支障の生じないものに限り認める。
4 広告物 (1) 営業用広告物	全域	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和の取れた美しい街並みの創出が図られるよう

		<p>設置個所や要件について次のとおりとする。</p> <p>① 設置個所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。</p> <p>イ 施設が公道に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。</p> <p>② 要件</p> <p>ア 色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、緑、黄等の原色であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。</p> <p>イ 特定の商品名やスポンサー名の掲示は、極力行わない。出来る限り自然材料を用い、自然と調和したデザインとする。</p>
(2) 公共的広告物	全域	<p>公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>① 設置個所</p> <p>利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。</p> <p>② 要件</p> <p>色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱とするが、特に材料については極力自然材料を用いる。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号、環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 针
1 道路（車道）	全域	<p>法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。</p> <p>付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。</p>
	白老線	白老町と大滝村を結ぶ路線で、平成9年度供用開始に向け現在工事中である。開通後の利用状況を見て、白老峠や白老滝などの利用拠点に必要な施設の設置を検討する。
	北湯沢蟠溪線	洞爺湖や登別方面と支笏湖方面を結ぶ路線として重要性が増してきており、幅員が狭く急カーブが連続する北湯沢地区で大幅な改良（付け替え）が計画されている。地区的自然環境に配慮した路線や工法とする。

	登別オロフレ線	洞爺湖方面と登別方面を結ぶ重要な路線で沿線の眺望に優れている。今後、改良に当たっては、沿線の景観保持に努める。
	登別俱多楽湖線	登別と俱多楽湖を結ぶ路線であるが、幅員が狭いため大型車の乗り入れが制限されている。今後の拡幅については、地区の自然環境の保全及びもろく崩れやすい地形地質に留意し、慎重に検討する。
2 宿舎	全域	付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
	登別	<p>函館と札幌を結ぶ観光ルート上にあって、春から秋にかけてのツアーカー客や冬の湯治客等年間を通して多数の利用客がある。今後は古い歴史のある温泉地にふさわしい街並みの維持、創出に配慮しつつ、施設の充実を図る。</p> <p>建築物の規模は、高さは最高40メートル以下、本屋の高さ34メートル以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>『建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。』デザインや色彩については、前記 第5、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。</p> <p>なお、宿舎本体が化粧屋根処理等により風致上の配慮がなされている宿舎に付帯する浴場棟、従業員宿舎、駐車場等については、以下の要件に全て該当する場合に限り、化粧屋根をしないこと、または切妻、寄棟以外の屋根とすることを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 主要な利用動線として地区中央を通る公園計画車道（道々）及び主要な利用拠点である地獄谷等から望見されないこと。 ② 比較的小規模なものであること
	カルルス温泉	森林に囲まれた静かな温泉地である。現在の雰囲気を損なわないよう、高さは20メートル以下とし、デザインや色彩については、前記 第5、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。
	北湯沢温泉・蟠溪温泉	長流川の溪流沿いの静かな温泉街であるが、近年の道路改良により到達性が改良され、利用者も増大しつつある。現在の自然環境を維持するため、高さは20メートル以下とし、デザインや色彩については、前記 第5、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。
3 園地	全域	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。

	登別	<p>地獄谷の地獄現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や展望広場及び公衆便所が整備されている。温泉宿泊者の散策や自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、大湯沼展望台や舟見山を巡る歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。</p> <p>なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備を図る。施設の維持管理や美化清掃については美化財団の協力を得る。</p>
	四方嶺	熊牧場やアイヌ集落を再現したユーラの里、博物館などが整備されている。施設の区域や規模等は現状程度とする。
	カルルス温泉	温泉宿泊利用者の散策や保健休養のための園地として整備を図る。
	俱多楽湖畔	俱多楽湖の展望や休憩、探勝のための広場（園地）、駐車場、公衆便所等が整備されている。到達道路の改良に伴い利用者は増えており、自然環境の保全に留意しつつ、園地や駐車場の拡張、解説板、園路の設置等施設の充実について検討する。
	オロフレ峠	<p>洞爺湖と登別の中間に位置する峠で、展望園地として駐車場や公衆便所、休憩所（食堂、売店）が整備されている。</p> <p>施設の維持管理や美化清掃については、美化財団の協力を得る。</p>
	俱多楽湖南	俱多楽湖の展望のための小規模な園地の整備を検討する。
	北湯沢温泉	道路改良工事に伴って発生する路傍残地、旧道等を園地として整備することを検討する。
4 野営場	全域	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1) の①～③と同様とする。
	俱多楽湖畔	施設の整備に当たっては、風致景観の維持及び汚水排水が直接湖に流入しないよう留意する。
	カルルス温泉	地域の自然環境の保全に留意しつつ施設の整備を図る。
5 スキー場	カルルス	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日環自国第315号）及び別紙「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」（平成4年5月19日環自国第264号）による。また、堆積した粒状の火山灰で土砂の移動が激しいため、スキーコースの緑化が課題となっている。適切な緑化方法について検討するとともに早期の緑化を図る。

6 運動場		付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
	カルルス温泉	テニスコート、ゲートボール場等を備えた既設のスポーツランドがある。今後の整備に当たっては、道路沿線の修景綠化に配慮する。
7 舟遊場	俱多楽湖	公園利用者の舟遊び及び釣りのためのレストハウスや桟橋が整備されている。俱多楽湖の自然環境を保護するため、施設は現状程度とする。 付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
8 駐車場	全域	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	登別	地獄谷の園地利用のための駐車場として利用者が多い。最近の日帰り利用者の急増による温泉内の渋滞解消を目的とした、地区内の交通のあり方について総合的な見地から検討する。施設の維持管理や美化清掃については美化財団の協力を得る。
	カルルス温泉	施設の規模は現状程度とし、必要な付帯施設を整備する。
9 給油施設	登別	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 商標の掲出は必要最小限とする。
10 索道運送施設	登別	登別四方嶺園地への到達のための索道で、循環式及び交走式の2路線のほか、登別温泉街から駅舎までのリフトが整備されている。施設の規模は現状程度とする。 付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。

4 地域の開発、整備に関する事項

洞爺湖地区と同様に地域の目指す滞在型利用の推進の一助となるよう、温泉地周辺の優れた自然環境を活用し、利用者の自然とのふれあいを促進するための散策歩道や園地、解説施設等の整備に重点を置くものとする。特に登別地区では、温泉街の中においては道々のカラーブロック化や擬木街路灯の整備、店舗の色彩や形態の統一等地域による街の再整備が進められており、これに積極的に協力し指導助言を行うとともに、地獄谷や大湯沼等の火山現象や地獄現象、独特の優れた植生を探勝するための園路等の整備及び大湯沼と温泉街と結ぶルートの設定について関係機関にはたらきかける。

また、当地区内では北湯沢地区の道々（北湯沢蟠溪線）の付け替え、白老町と大滝村を

結ぶ道々（白老線）の整備等主要利用道路の大きな改良や整備工事が進行中であり、完成後には各地区の利用動向に大きな影響を及ぼすことが予想されるので、各地区における公園利用施設の整備について、関係機関と調整を図る。

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

自然公園美化管理財団事業

登別地区においては、美化財団が昭和58年9月より駐車場を運営することにより美化清掃や公園施設の維持管理、軽微な補修、緑化事業等を行っている。これらの事業が円滑で適切に行われるよう指導する。

6 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

- ア この地区での自然とのふれあいを積極的に推進するため、各園地にその地区の自然環境等を解説する解説板を設置するよう指導する。また、今後「自然に親しむ運動」の期間を中心に自然観察会等を開催するよう関係機関に協力を求める。
- イ 登別美化センターについては、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実に努めるよう指導する。

(2) 利用者の規制

俱多楽湖の水質を保全するため、レジャーboroートの持ち込みや釣り等の湖面利用の規制について検討する。

(3) 利用者の安全対策

地獄谷や大湯沼は爆裂火口跡であり、硫気や蒸気の噴出、熱湯の湧出等から利用者の安全を確保するため、常に調査研究機関及び関係機関からの情報の収集に努めるとともに、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配意する。

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

公園内利用拠点（壮瞥町及び登別市管内）の美化清掃は、美化財団が環境庁の国立公園清掃活動補助金を受け、関係機関の協力を得ながら実施している。この事業が適切に行われるよう指導する。毎年8月の第一日曜日の自然公園クリーンデーには、登別地区において美化財団が中心となってゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っているので、今後とも関係機関に協力を求め実施する。

(2) 修景緑化計画

- ア 登別温泉市街については、うるおいのある街づくりのため河川敷や公共施設敷等を活用して、積極的に緑化修景が図られるよう関係機関にはたらきかける。
- イ 登別やカルルス周辺は、土壤条件が悪いため土地の形状変更を最小限にとどめるとともに表土の保全を図り、緑化が早期に完成するよう指導する。

「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」の要点

(昭和54年3月8日 環自保第133号 自然保護局長通知)

地区	用途	高さ	敷地	建ぺい率	容積率	建物外周線
洞爺湖温泉 (54年時の商業地域)	全ての建築物	29m以下	要件としない	要件としない	要件としない	要件としない
洞爺湖温泉 (住居一旧2種 住専地域) 及 び壮瞥温泉	一般住宅 集合住宅その他 の建築物	15m以下	同上	同上	同上	
	集合別荘 ホテル 分譲保養所など	13m以下	1,000m ² 以上	20%以下	40%以下	・公園事業道路等路肩 から20m以上 ・その他の道路上路肩か ら5m以上 ・敷地境界線から5m 以上
蟠溪、洞爺町	全ての建築物	13m以下	要件としない	要件としない	要件としない	要件としない
昭和新山、 北湯沢、 カルス温泉	一般住宅 その他の建築物	13m以下	同上	同上	同上	同上
	集合住宅 分譲保養所など	13m以下	1,000m ² 以上	20%以下	40%以下	・公園事業道路等路肩 から20m以上 ・その他の道路上路肩か ら5m以上 ・敷地境界線から5m 以上

(平成 7 年 11 月 6 日 環自国第 361-1 号 自然保護局長通知)

地区	用途	高さ	敷地	建ぺい率	容積率	建物外周線
登別集団施設地 区の一部	全ての建築物	25m 以下	要件としない	要件としない	要件としない	要件としない

(昭和 56 年 3 月 16 日 環自保第 3 号 自然保護局長通知)

地区	用途	高さ	敷地	建ぺい率	容積率	建物外周線
支笏湖集団施設地 区の一部	その他の建築物	13m 以下	要件としない	要件としない	要件としない	要件としない

注) その他の建築物とは、審査指針 1 , 1 , 二, (5) に該当する建築物

「支笏洞爺国立公園モラップ山スキー場事業執行取扱要領」

モラップ山スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

1. 基本方針

本スキー場は、支笏湖東岸のモラップ山北斜面に位置する既設スキー場であるが、支笏湖地区における冬期レクリエーション利用の拠点として整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、周囲の環境と調和及び快適な利用環境の確保に十分配慮するものとする。

2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定（平成4年1月16日環境庁告示第3号）により定められた区域とする。

（区域面積 30ha、別添区域図のとおり）

3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

4. スキー場事業施設

（1）滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの増設、改良に当たっては、極力自然地形を活かし、災害発生危険箇所等は避けるものとする。

幅員は、60m以下とし、既にこれを超えているものについては、既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改良は、必要最小限度にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植樹を行うものとする。造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

(2) スキーリフト等

スキーリフトの新設は、他の公園利用施設等からの眺望に配慮し、極力樹林帯に寄せ、必要に応じてリフトに沿って植樹等を行うこととする。

また、災害発生危険箇所は避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した、落ち着いた色とする。

(3) 建築物

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、規模は高さ13m以下、建築面積(水平投影面積)は一棟当たり2,000m²以下とする。

頂上部に設ける施設は、必要最小限の規模とする。

意匠については、周囲の環境と調和した落ち着いたものとする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

(4) 標識類

標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

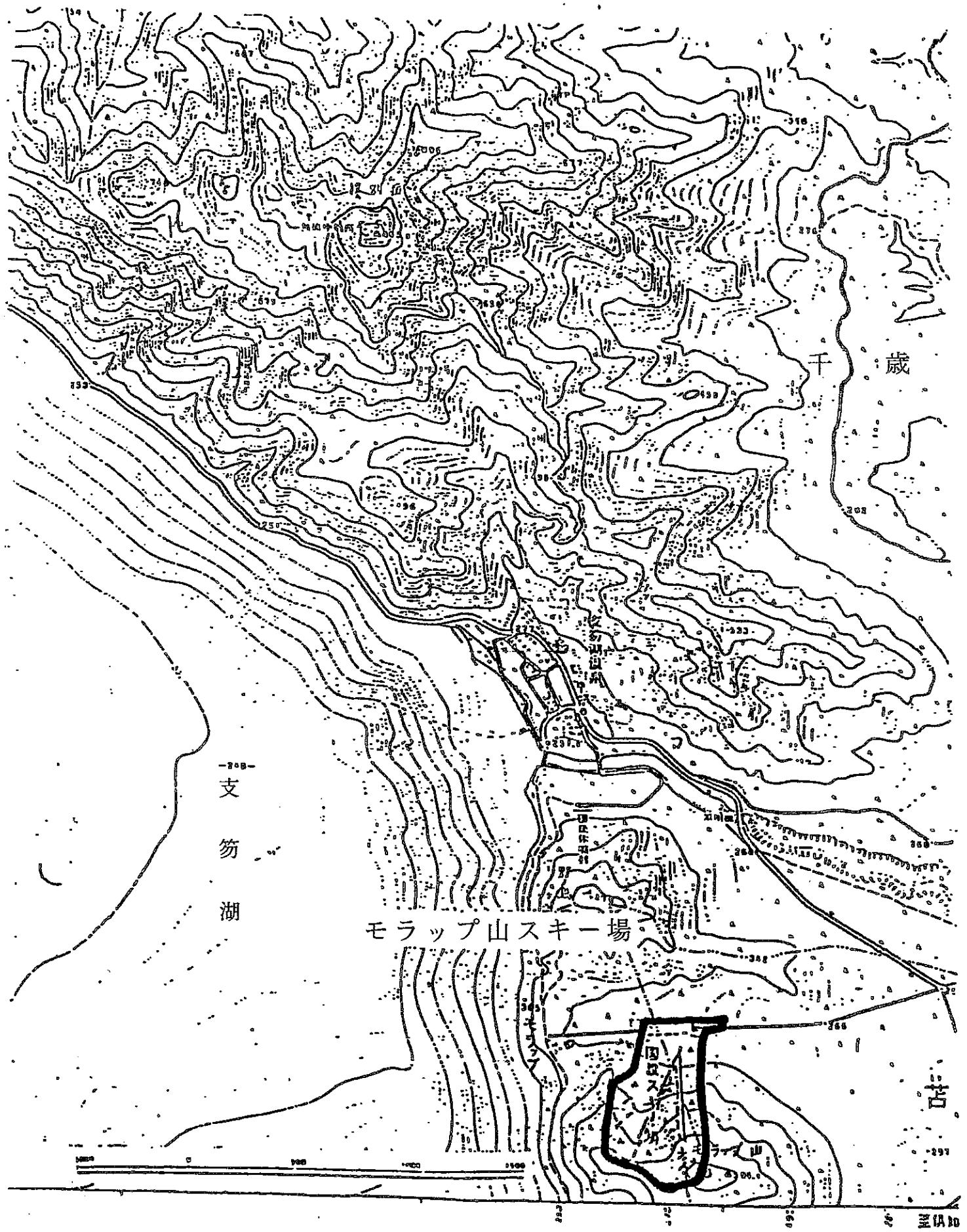
(5) その他の施設

人口降雪機の設置は、異常気象による少雪対策及び危険防止上必要と認められる場合に限るものとする。

その他工作物の色彩、デザインについては、周囲の環境と調和した落ち着いたものとする。

5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。



「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」

月浦スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

1. 基本方針

本スキー場は、洞爺湖地域における冬期公園利用の拠点として、初級者から上級者までの多様な利用に対応できるスキー場として、充実整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、洞爺湖方面からの眺望及び快適な公園利用環境の確保に十分配慮する。

2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定（平成3年2月18日 環境庁告示第3号）により定められた区域とする。

（区域面積9.4ha、別添区域図のとおり）

3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

4. スキー場事業施設

（1）滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの新設及び改良に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等を避けるものとする。

幅員は50m以下とし、既にこれを超えているものについては、既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改変は必要最小限にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植栽を行うものとする。

造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

(2) スキーリフト

スキーリフトの新設は、風致上の支障が小さい位置とする。

また、災害発生危険箇所等を避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

(3) 建築物（リフト付帯の管理施設は除く）

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、上部には設けないこととする。

新設するセンターハウスの建築面積は、一棟当たり $1,000\text{ m}^2$ 以下とし、休憩ロッジの建築面積は 300 m^2 以下とする。

屋根の形状は、勾配屋根を原則とし、色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

外壁は、できるかぎり自然素材を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、白、灰色等落ち着いた配色とする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

(4) 標識類

標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

(5) その他の施設

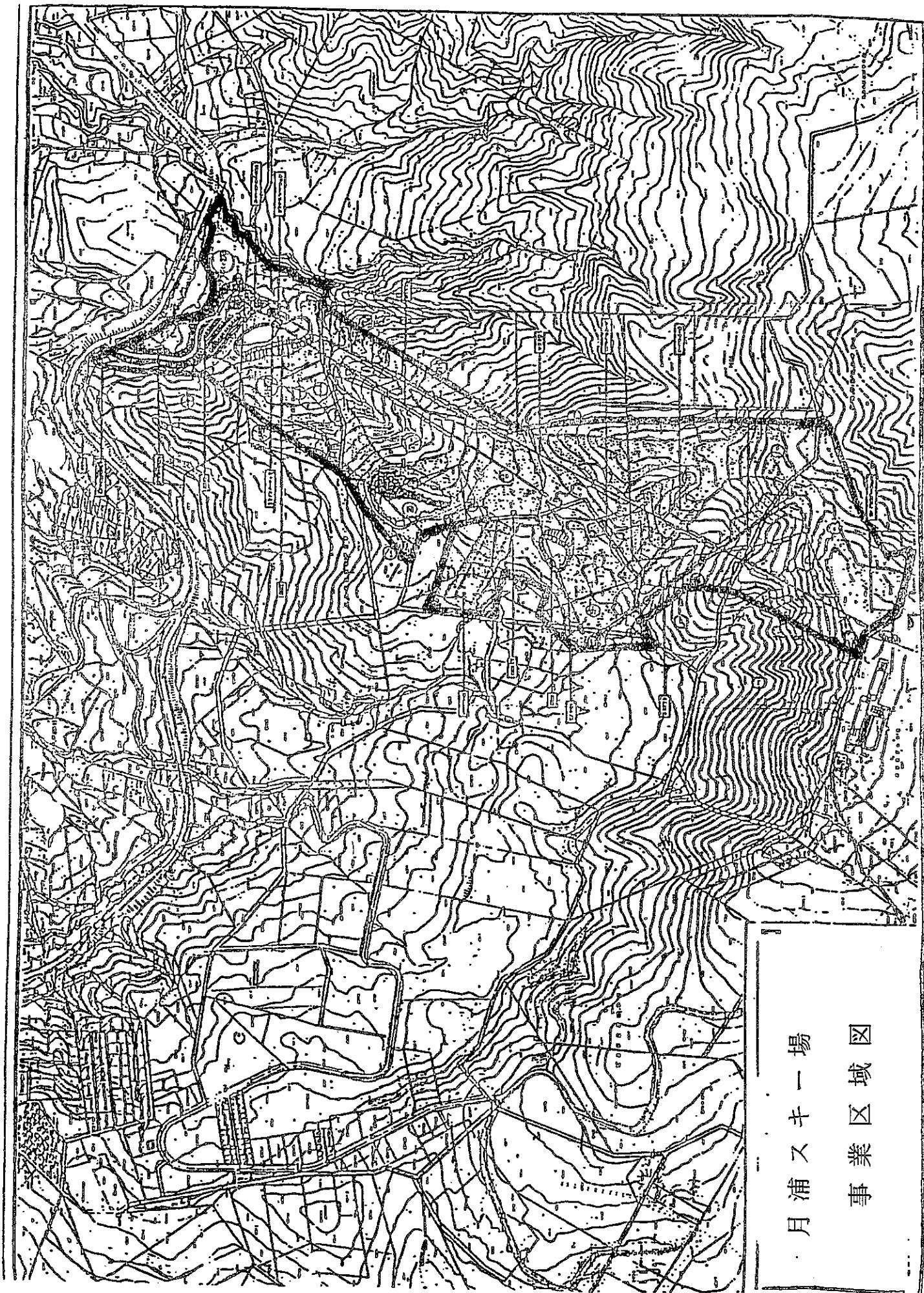
道路、駐車場の改良、拡張、整備に当たっては、支障木の伐採、土地形状の改変は、必要最小限とする。

5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。

事業区域図

月浦スキーフィールド



「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」

カルルス温泉スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

1. 基本方針

本スキー場は、登別、カルルス地域における冬期公園利用の拠点として、初級者から上級者までの多用な利用者に対応できるスキー場として、充実整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、周囲の自然との調和及び快適な利用環境の確保に十分配慮するものとする。

2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定（平成4年1月16日環境庁告示第3号）により定められた区域とする。

（区域面積50ha、別添区域図のとおり）

3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

4. スキー場事業施設

（1）滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの新設、改良に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等を避けるものとする。

幅員は50m以下とし、既にこれを超えている箇所については既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改変は必要最小限にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植栽を行うものとする。

造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

(2) スキーリフト

スキーリフトの新設は、風致上の支障が小さい位置とする。

また、災害発生危険箇所等を避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

(3) 建築物（リフト付帯の管理施設は除く）

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、上部には設けないこととする。

新設するロッジの建築面積は $1,000\text{ m}^2$ 以下とする。

屋根の形状は、勾配屋根を原則とし、色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

外壁はできるかぎり自然素材を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、白、灰色等落ち着いた配色とする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

(4) 標識類

標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

(5) その他の施設

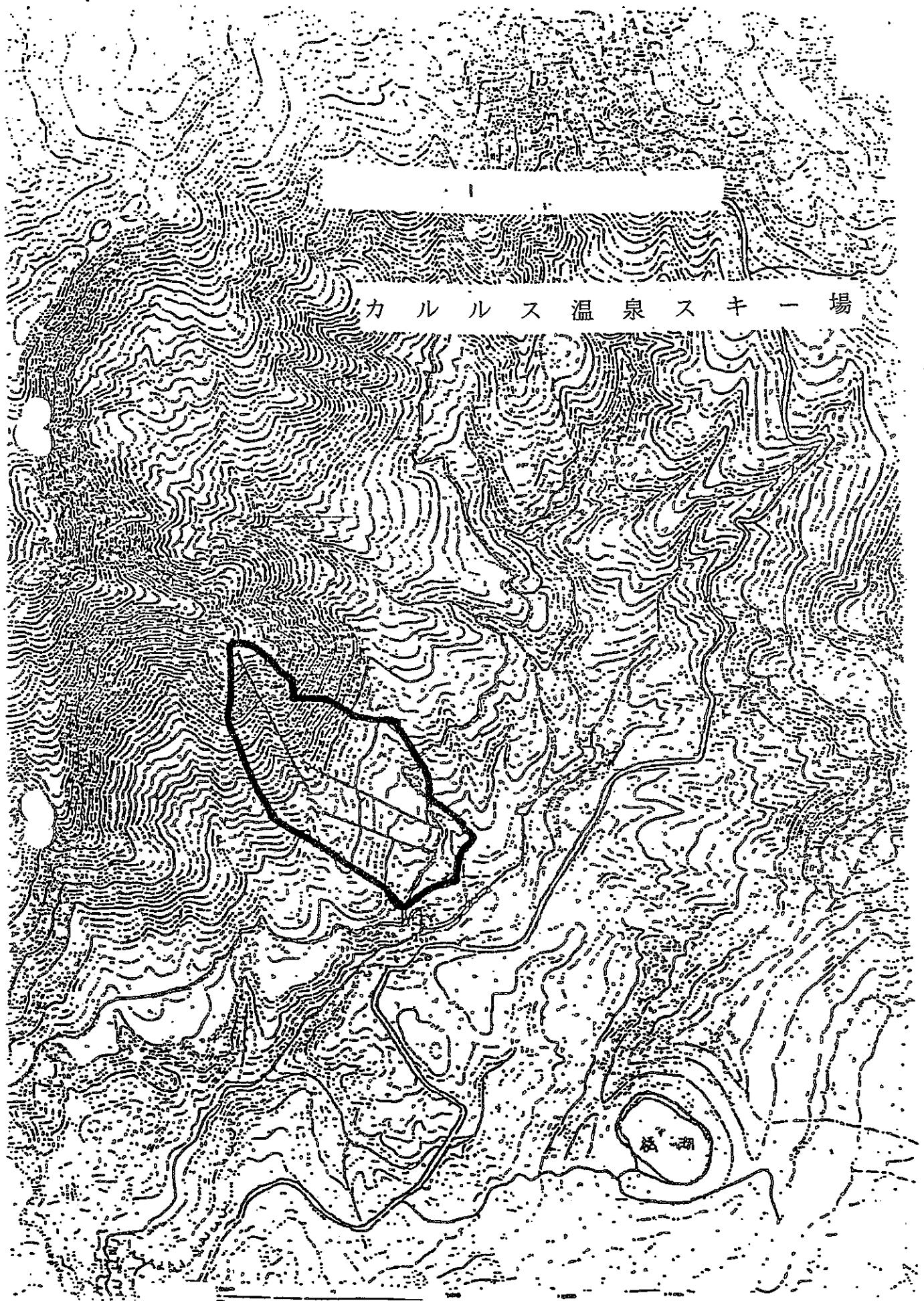
道路、駐車場の改良、拡張、整備に当たっては、支障木の伐採、土地形状の改変

は必要最小限とする。

5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療

救急施設の充実を図るものとする。



支笏洞爺国立公園管理計画検討会名簿

昭和61年～昭和62年 支笏洞爺国立公園羊蹄山・洞爺・登別地域管理計画検討会

検討員

俵 浩三 (専修大学北海道短期大学教授)

辻井 達一 (北海道大学付属植物園長)

岡田 弘 (北海道大学有珠山火山観測所助教授)

参画行政機関

室蘭開発建設部長、室蘭営林署長、白老営林署長、俱知安営林署長

北海道自然保護課長、北海道胆振支庁長、北海道後志支庁長、

北海道室蘭土木現業所長、北海道俱知安林務署長

伊達市長、登別市長、白老町長、壮瞥町長、大滝村長、虻田町長、洞爺村長

喜茂別町長、俱知安町長、ニセコ町長、京極町長、真狩村長

昭和63年～平成元年 支笏洞爺国立公園支笏湖・定山渓地域管理計画検討会

検討員

辻井 達一 (北海道大学農学部教授)

俵 浩三 (専修大学北海道短期大学教授)

参画行政機関等

室蘭開発建設部長、石狩川開発建設部長、札幌営林署長、苫小牧営林署長

北海道自然保護課長、北海道石狩支庁長、北海道胆振支庁長

札幌市長、千歳市長、苫小牧市長

定山渓観光協会々長、(社)千歳観光連盟会長、支笏湖自治振興会々長

(財)自然公園美化管理財団支笏湖支部長

平成5年 支笏洞爺国立公園支笏湖・定山渓地域管理計画検討会

検討員

俵 浩三 (専修大学北海道短期大学教授)

伊藤 太一 (筑波大学農林工学系講師)

五十嵐智嘉子 ((社)北海道開発問題研究調査会部長)

支笏洞爺国立公園管理計画作成経緯

昭和61年度～昭和62年度 支笏洞爺国立公園羊蹄山・洞爺・登別地域管理計画検討会

昭和63年3月 支笏洞爺国立公園羊蹄山・洞爺・登別地域管理計画作成

昭和63年度～平成元年度 支笏洞爺国立公園支笏湖・定山渓地域管理計画検討会

平成2年3月 支笏洞爺国立公園支笏湖・定山渓地域管理計画作成

平成4年度 支笏洞爺国立公園羊蹄山・洞爺・登別地域管理計画について改
訂案を関係行政機関に意見照会

平成5年度 支笏洞爺国立公園支笏湖・定山渓地域管理計画（改訂）検討会

平成7年度 支笏洞爺国立公園全域（改訂）案について関係行政機関に意見
照会とりまとめ

〃 支笏洞爺国立公園管理計画（改訂）作成

